

エネルギー施策に関する提言

エネルギー施策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. エネルギー基本計画において示された基本的な方針と政策対応を実現するため、早期に実効性ある施策を講じること。
2. 再生可能エネルギー等の導入促進
 - (1) 地域の実情に応じた再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー化推進のため、財政措置を拡充するとともに、発電事業者の参入を促すため、送電容量不足の解消や送電網の増強を推進すること。

また、メタンハイドレートの開発・実用化を推進すること。
 - (2) 次世代自動車の普及を促進するため、水素ステーションなど必要なインフラ整備を推進すること。

また、バイオディーゼル燃料を利用した自動車の普及を促進するための支援策を講じること。
3. 太陽光発電施設が防災上問題となる斜面に設置されたり、景観上の支障が生じる等の事例が全国各地で見られることから、以下の措置を講じること。
 - (1) 太陽光発電施設の設置に当たっては、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」において、防災・安全の確保、景観への配慮、周辺環境の保全、施設の適正な撤去・廃棄の観点から基準を策定して許可するなど法的規制を行うこと。
 - (2) 大規模太陽光発電施設については、環境アセスメントの対象事業への追加または森林法による規制の強化、都市計画法に基づく開発行為の対象とするなど、関連法令を整備すること。
4. 安定したエネルギー供給体制の構築
 - (1) 自然災害に伴う大規模停電の再発防止に向け、これまでの一連の事象を徹底検証したうえで、非常用電源や燃油供給体制の構築、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、早期に電力供給の強靱化を図ること。

(2) 大規模自然災害に備え、災害発生時において、石油等の供給が遅延しないよう、自家発電機を備えたサービスステーションの整備を推進するなど災害対応能力を強化すること。

5. 電源立地地域への支援については、電源立地地域対策交付金等の対象施設や地域を拡充するなど、周辺地域の雇用促進と産業振興に資する制度改善を行うこと。

なお、水力発電施設周辺地域交付金相当分は、制度の恒久化を図るとともに、交付限度額等の拡充及び事務手続を簡素化すること。

6. 亜炭廃坑及び廃止石油坑井への対策

(1) 亜炭廃坑に起因する鉱害から地域住民の安全・安心な暮らしを確保するため、危険箇所の調査及び陥没防止対策等に係る財政措置を拡充すること。

(2) 廃止石油坑井封鎖事業については、国の責任において封鎖工事を実施すること。